

委託業務編

第1章 測量業務

第1．配水管工事測量業務

1．適用範囲

配水管工事に係る測量業務は、本節及び「編第1章第2．工事費の積算1．直接工事費5．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、国土交通省大臣官房技術調査課監修「設計業務等標準積算基準書」(令和2年度版)による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、その価格の妥当性を検討した上で、最低価格を採用すること。

第2章 設 計 業 務

第1．配水管工事設計業務

1．適用範囲

配水管工事に係る設計業務は、本節及び「編第1章第2．工事費の積算1．直接工事費5．諸雑費及び端数処理」に特段の記載がないものについて、「水道事業実務必携」による。

なお、見積りにより単価を設定する場合には、原則として、3者以上から見積りを取得し、その価格の妥当性を検討した上で、最低価格を採用すること。

2．情報共有システムの使用における適用基準

配水管工事に係る設計業務において、情報共有システムの使用料が発生する場合に計上する。

表2 - 1

(1業務当たり)

工 種	単 位	数 量	備 考
情報共有システム費	業 務	1	直接経費として計上